

## 第1回月形町義務教育学校設置審議会

日 時 令和3年11月2日（火）

16時30分～

場 所 月形町役場大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 委員紹介

5 会長及び副会長の選出

○ 会 長（ ）

○ 副会長（ ）

6 諮 問

7 協議事項

（1）義務教育学校設置検討に関する基本方針について・・・・・・・・・・【別添1】

【3～5頁】

（2）審議会開催スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・【7頁】

（3）その他

8 閉 会



月 教 学 号  
令和 3 年 1 1 月 2 日

月形町義務教育学校設置審議会長 様

月形町教育委員会  
教育長 古 谷 秀 樹

## 諮 問 書

下記の事項について諮問いたします。

### 1 諮問事項

#### (1) 義務教育学校の設置について

- ①設置の有無について
- ②設置場所
- ③設置時期

#### (2) その他教育関連施設の適正配置について

### 2 諮問理由

本町では、平成 23 年の小学校における外国語活動の必修化に合わせて、小学校 1 年生から 4 年生へ独自の英語教育を実施したことをきっかけに、英語教育を通じた小中一貫教育を推進してきました。

また、小学校と認定こども園においても、授業交流や特別な支援が必要な児童への情報の共有などの連携も活発に行われています。

令和 2 年度からは地域と協働した子どもの育成を目指し、学校運営協議会を設置し、「月形の子どもは月形で育てる」を合言葉に活動を行っています。

しかし、一方では児童生徒数の減少が進み、魅力ある学校づくりを進めるうえでの課題も発生しております。

月形町教育委員会としては、月形町の人口の減少に伴い、今後も児童生徒数の減少は避けられないと判断しておりますが、これからの学校づくりを進めるうえで、必要な集団規模を確保することは重要であり、小学校と中学校をひとつにする「義務教育学校」の設置は、極めて有力な選択肢と考えております。

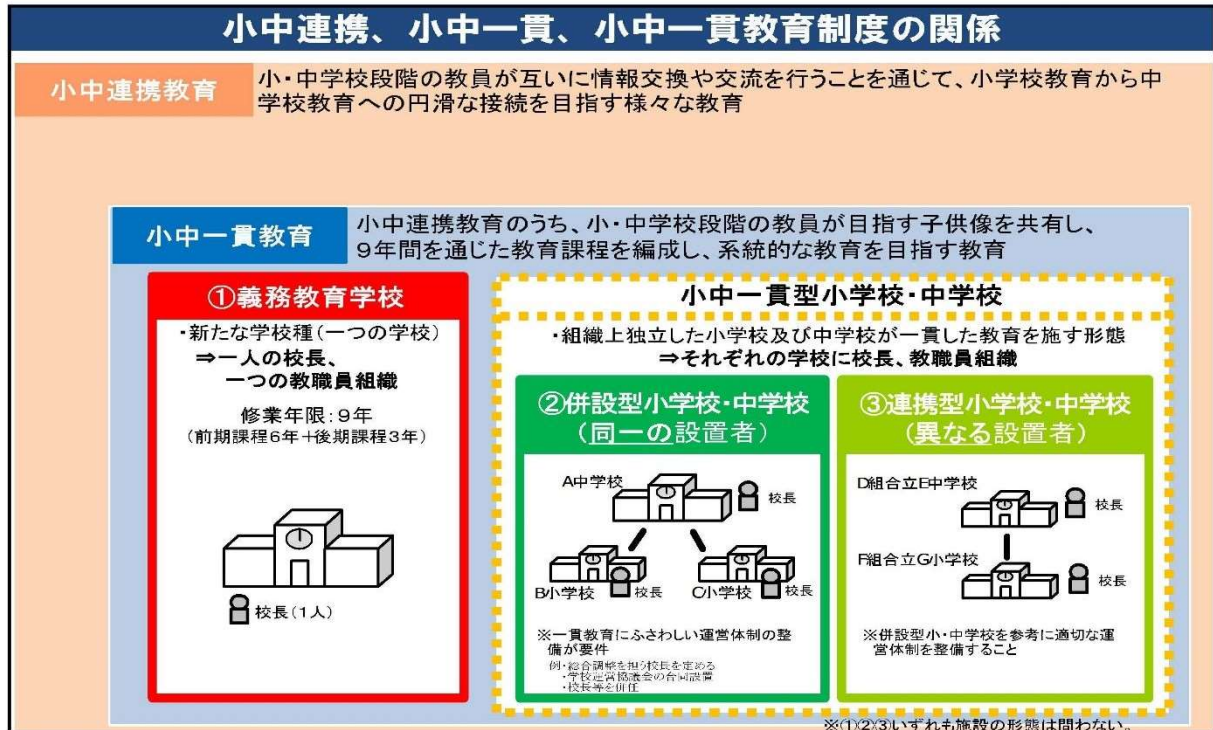
以上のことから、本町においては義務教育学校の設置に向けた取組みを推進

することが望ましいと考えておりますが、保護者の皆様、地域の住民の皆様との慎重な議論が必要であることから、「月形町義務教育学校設置審議会」を設置し、ご意見を伺いたいと考えております。

今後の小中学校の在り方や学校教育の充実に向けた検討をしていただきたく諮問いたします。

# 小中一貫校（義務教育学校）について

## 1 小中一貫校とは



|         |                                                           | 義務教育学校                                        | 小中一貫型小学校・中学校                                                                                                                                                                                                            |                                        |
|---------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|         |                                                           |                                               | 中学校併設型小学校<br>小学校併設型中学校                                                                                                                                                                                                  | 中学校連携型小学校<br>小学校連携型中学校                 |
| 設置者     | —                                                         |                                               | 同一の設置者                                                                                                                                                                                                                  | 異なる設置者                                 |
| 修業年限    | 9年<br>(前期課程6年＋後期課程3年)                                     |                                               | 小学校6年、中学校3年                                                                                                                                                                                                             |                                        |
| 組織・運営   | 一人の校長、一つの教職員組織                                            |                                               | それぞれの学校に校長、教職員組織                                                                                                                                                                                                        |                                        |
|         |                                                           |                                               | 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件<br>① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する<br>② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする<br>③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる | 中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること |
| 免許      | 原則小学校・中学校の両免許状を併有<br>※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能 |                                               | 所属する学校の免許状を保有していること                                                                                                                                                                                                     |                                        |
| 教育課程    |                                                           | ・9年間の教育目標の設定<br>・9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成 |                                                                                                                                                                                                                         |                                        |
| 教育課程の特例 | 一貫教育に必要な独自教科の設定                                           | ○                                             | ○                                                                                                                                                                                                                       | ○                                      |
|         | 指導内容の入替え・移行                                               | ○                                             | ○                                                                                                                                                                                                                       | ×                                      |
| 施設形態    |                                                           | 施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型                         |                                                                                                                                                                                                                         |                                        |
| 設置基準    |                                                           | 前期課程は小学校設置基準、<br>後期課程は中学校設置基準を準用              | 小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用                                                                                                                                                                                            |                                        |
| 標準規模    |                                                           | 18学級以上27学級以下                                  | 小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下                                                                                                                                                                                                 |                                        |
| 通学距離    |                                                           | おおむね6km以内                                     | 小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内                                                                                                                                                                                             |                                        |
| 設置手続き   |                                                           | 市町村の条例                                        | 市町村教育委員会の規則等                                                                                                                                                                                                            |                                        |

## 2 「義務教育学校」とは

### ア 義務教育学校の制度化

小中一貫教育の取り組みが 10 年以上にわたって蓄積され、顕著な成果が明らかになってきたことなどから法制化の要望が寄せられ、平成 27 年 6 月の通常国会で、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。

### イ 義務教育の充実

- ・ 小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因する様々な課題の解消を図ることができる。
- ・ 教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取り組みが容易になる。
- ・ 全ての教職員が義務教育 9 年間に責任を持って教育活動を継続的・安定的に実施することができる。

### ウ 求められる主な背景・理由

#### ① 教育内容や学習活動の量的・質的充実

「生きる力」、外国語によるコミュニケーション能力、数学的な思考力・判断力・表現力などの充実

→ 小学校と中学校の教員が連携した取り組み（専門的な指導、つまずき学習など）

#### ② 発達の早期化等に関わる現象

小学校高学年段階における子供の身体的発達の早期化（6-3 制導入の S20 から 2 歳程度成長が早まっている）

→ 多様な指導体制により中学校段階への接続を円滑化

#### ③ いわゆる「中 1 ギャップ」

小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活の不適応（いじめ、暴力、不登校など）

→ 義務教育 9 年間全体での取り組み、「小中ギャップ」として捉えた対応策

#### ④ 社会性育成機能の強化の必要性

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加、大人と子供のコミュニケーション機会の減少など社会性育成機能の低下

→ 多様な異学年交流の活発化、多様な教員と関わる体制、中学校区を単位とした地域の活性化による地域教育力の強化

#### ⑤ 学校現場の課題の多様化・複雑化

学校が抱える課題の多様化・複雑化（貧困・虐待家庭、家庭の教育力の低下、特別支援教育の増加、不登校や暴力校などの増加、日本語指導が必要な児童生徒の増加、保護者ニーズの多様化、時代の要請に伴う教育活動の高度化など）

→ 教員や学校の努力だけでは十分な対応が困難

「地域とともにある学校づくり」や地域と学校が連携・協働して地域全体で子供たちを支える活動の推進

## エ 主なメリット・デメリット（一般的なもの）

| メリット                                                                                                                                                                        | デメリット                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 「中1ギャップ」の解消<br>② 異学年交流、部活動への参加<br>③ 柔軟なカリキュラムの編成<br>④ 9年間を見通した指導・学力向上<br>⑤ 教職員の部活動顧問配置の工夫、校務効率化<br>⑥ PTA組織の一本化、家庭・地域との連携<br>⑦ 小中の円滑な接続による特別支援教育の充実<br>⑧ 施設一体型の場合、維持管理費の縮減 | ① 人間関係の固定化<br>② 小学校高学年におけるリーダーシップ育成の阻害<br>③ 転入出する児童生徒への対応<br>④ 教職員に小中両方の教員免許が必要<br>⑤ 中学校教諭の負担増への懸念<br>⑥ 校長の職務が過重となる恐れ |

## オ 全道の状況について

### ○ 義務教育学校設置状況（令和3年4月現在）

| 管内    | 市町村名 | 学校名             | 設置年度   | 施設形態  |
|-------|------|-----------------|--------|-------|
| 空知    | 歌志内市 | 歌志内市立歌志内学園      | 令和3年度  | 施設一体型 |
| 石狩    | 石狩市  | 石狩市立厚田学園        | 令和2年度  | 施設一体型 |
| 胆振    | 伊達市  | 伊達市立大滝徳舜瞥学校     | 令和元年度  | 施設一体型 |
| 渡島    | 七飯町  | 七飯町立大沼岳陽学校      | 令和2年度  | 施設一体型 |
|       |      | 七飯町立大沼岳陽学校鈴蘭谷分校 | 令和2年度  | 施設一体型 |
|       | 函館市  | 函館市立戸井学園        | 令和3年度  | 施設一体型 |
| 上川    | 占冠村  | 占冠村立トマム学校       | 平成29年度 | 施設一体型 |
| オホーツク | 斜里町  | 斜里町立知床ウトロ学校     | 平成28年度 | 施設一体型 |
|       | 湧別町  | 湧別町立芭露学園        | 平成30年度 | 施設一体型 |
|       | 北見市  | 北見市立おんねゆ学園      | 令和2年度  | 施設一体型 |
| 釧路    | 釧路市  | 釧路市立阿寒湖義務教育学校   | 令和3年度  | 施設一体型 |
|       | 白糠町  | 白糠町立庶路学園        | 平成30年度 | 施設一体型 |
| 根室    | 根室市  | 根室市立歯舞学園        | 令和2年度  | 施設一体型 |
|       | 中標津町 | 中標津町立計根別学園      | 平成28年度 | 施設一体型 |
| 計     |      | 14校（13市町村）      |        |       |

※出典：北海道教育庁学校教育局義務教育課

### 【参考】北海道の学校数（令和3年5月現在）

- ・小学校 984校
- ・中学校 579校
- ・義務教育学校 15校

※出典：学校基本統計調査



## 令和3年度 月形町義務教育学校設置審議会 開催スケジュール

(令和3年11月2日)

| 会議種別  | 回数  | 開催月<br>(予定) | 内容                                                                   | 場所     |
|-------|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------|--------|
| 審議会   | 第1回 | 11月2日       | 1. 教育長から審議会への諮問<br>2. 月形町義務教育学校設置検討に関する基本方針の説明<br>3. 審議会開催スケジュールについて | 役場大会議室 |
| 審議会   | 第2回 | 11月         | 1. 義務教育学校の必要性の協議<br>2. 設置場所、時期、校舎について<br>3. その他教育関連施設について            | 役場大会議室 |
| 審議会   | 第3回 | 12月         | 1. 義務教育学校の必要性の協議<br>2. 設置場所、時期、校舎について<br>3. その他教育関連施設について            | 役場大会議室 |
| 審議会   | 第4回 | 2月          | 1. 義務教育学校の設置の有無について<br>2. 保護者説明会について                                 | 役場大会議室 |
| 保護者説明 | 第5回 | 2月          | 保護者説明会の開催<br>(対象：こども園、小中学校保護者)                                       | 未定     |
| 審議会   | 第6回 | 3月          | 答申書（案）の検討                                                            | 役場大会議室 |



# 月形町義務教育学校設置審議会条例

平成3年9月9日

条例第23号

## （設置）

第1条 月形町の義務教育学校設置を検討するため、月形町義務教育学校設置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、又は意見を具申するものとする。

- （1）義務教育学校の設置に関すること
- （2）教育関連施設の適正配置に関すること
- （3）その他必要な事項

## （組織）

第3条 審議会の委員は、別表に掲げる関係機関・団体からの推薦を受けた町民9名以内で構成する。

## （任期）

第4条 委員の任期は1年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を認め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表（第4条関係）

| 所属機関・団体名              | 推薦委員数 |
|-----------------------|-------|
| 月形町行政区連絡会議            | 3名    |
| 月形小学校及び月形中学校PTA代表     | 2名    |
| 月形町認定こども園花の里こども園保護者代表 | 2名    |
| 月形町校長会                | 1名    |
| 月形町教頭会                | 1名    |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例（平成13年月形町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校運営協議会委員の項の次に次のように加える。

|               |    |        |
|---------------|----|--------|
| 義務教育学校設置審議会委員 | 日額 | 7, 200 |
|---------------|----|--------|

# 令和3年度 月形町義務教育学校設置審議会委員名簿

■任期：R03.11.02～R04.11.01

(R03.11.02現在)

| No | 役職 | 氏 名     | 所 属 等                 | 備考 |
|----|----|---------|-----------------------|----|
| 1  |    | 津 坂 佳 史 | 月形町行政区連絡会議            |    |
| 2  |    | 堀 誠 哉   | 月形町行政区連絡会議            |    |
| 3  |    | 竹 田 紘 一 | 月形町行政区連絡会議            |    |
| 4  |    | 松 浦 朝太郎 | 月形小学校PTA代表            |    |
| 5  |    | 東 出 敏 幸 | 月形中学校PTA代表            |    |
| 6  |    | 堀 美百紀   | 月形町認定こども園花の里こども園保護者代表 |    |
| 7  |    | 鈴 木 智 穂 | 月形町認定こども園花の里こども園保護者代表 |    |
| 8  |    | 山 下 正 志 | 月形町校長会                |    |
| 9  |    | 箕 田 裕   | 月形町教頭会                |    |